

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の休業、教育訓練または出向を行った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する制度です。

支給限度額変更のお知らせ

判定基礎期間の初日が **平成24年8月1日** 以降の申請分から

助成金の支給限度額が

7,890円⇒7,870円になります

雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の休業等にかかる支給額については、休業手当又は賃金に相当する額として、厚生労働大臣の定める方法により算定した額の3分の2(※解雇等がない場合は4分の3)、(中小企業事業主は5分の4(※解雇等がない場合は10分の9))が受給できます。ただし、一人一日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。

平成24年8月1日から、雇用保険基本手当日額の最高額が7,870円に引き下げられることに伴い雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の支給限度額も引き下げられることになりました。

※判定基礎期間(賃金締切期間)とその直前6カ月間において事業所労働者の解雇等(解雇予告、有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む)がないこと。

※判定基礎期間(賃金締切期間)の末日における事業所労働者数が、初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6ヶ月間における月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金について、
特例措置を含め詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html>



岡山労働局

ハローワーク